

生命共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(共済契約の型) 第2条 〔中略〕 2. 別表第1「共済契約の型」第2項に定める型（以下「先進医療型」といいます。）の共済契約は、この会の実施する定期生命共済（以下「定期生命共済」といいます。）にかかる共済契約のうち、定期生命共済事業規約別表第5「共済契約の種類」第1項に定める65歳以上専用歳満期型の契約（以下「歳満期型契約」といいます。）に付帯して締結<u>することができます。</u></p>	<p>(共済契約の型) 第2条 〔中略〕 2. 別表第1「共済契約の型」第2項に定める型（以下「先進医療型」といいます。）の共済契約は、この会の実施する定期生命共済（以下「定期生命共済」といいます。）にかかる共済契約のうち、定期生命共済事業規約別表第5「共済契約の種類」第1項に定める65歳以上専用歳満期型の契約（以下「歳満期型契約」といいます。）に付帯して締結<u>できるものとし</u>ます。</p>
<p>(共済契約の申込みの撤回) 第6条 規約第13条（共済契約の申込み）第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<u>取り消す</u>旨をこの会に示すものとします。 (1) 共済契約の型 (2) 申込日 (3) 共済契約申込者の氏名および住所 (4) 被共済者の氏名</p>	<p>(共済契約の申込みの撤回) 第6条 規約第13条（共済契約の申込み）第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<u>取消す</u>旨をこの会に示すものとします。 (1) 共済契約の型 (2) 申込日 (3) 共済契約申込者の氏名および住所 (4) 被共済者の氏名</p>
<p>(複数契約の取扱い) 第7条 〔中略〕 2. この会の実施する学生総合共済（以下 〔削除〕「学生総合共済」といいます。）事業細則別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-<u>1</u>型、G1050-<u>1</u>型、G1000-<u>1</u>型、G500-<u>1</u></p>	<p>(複数契約の取扱い) 第7条 〔中略〕 2. この会の実施する学生総合共済（以下、<u>「</u>学生総合共済」といいます。）事業細則別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-<u>1</u>型、G1050-<u>1</u>型、G1000-<u>1</u>型、G500-<u>1</u>型またはB1200-</p>

新条文	旧条文
<p>型またはB1200-<u>1</u>型の契約を締結している場合、同一の被共済者について、先進医療特約が付帯されている型の共済契約を締結することはできません。</p>	<p><u>1</u>型の契約を締結している場合、同一の被共済者について、先進医療特約が付帯されている型の共済契約を締結することはできません。</p>
<p>(条件付加入制度) 第8条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<u>申し込む</u>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。</p> <p>3. 規約第16条(共済契約の更新および更改)の規定により共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が〔削除〕条件付加入契約〔削除〕である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、〔削除〕条件付加入契約〔削除〕の申込日から起算します。また、第18条(移行契約)に定める移行契約の締結時も同様の取扱いとします。</p> <p>4. この会は、規約第18条(共済契約の型の中途変更)第2項に定める先進医療特約を付帯する変更においても、〔削除〕条件付加入制度〔削除〕を適用することができます。この場合、第1項の「共済契約」を「中途変更」と読み替え、第1項および第2項の規定を準用し、中途変更分について条件を付します。条件を付す期間については、中途変更の申込日から起算します。なお、中途変更前より〔削除〕条件付加入契約〔削除〕である場合の条件については、中</p>	<p>(条件付加入制度) 第8条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<u>申込み</u>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。</p> <p>3. 規約第16条(共済契約の更新および更改)の規定により共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が<u>〔条件付加入契約〕</u>である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、<u>〔条件付加入契約〕</u>の申込日から起算します。また、第18条(移行契約)に定める移行契約の締結時も同様の取扱いとします。</p> <p>4. この会は、規約第18条(共済契約の型の中途変更)第2項に定める先進医療特約を付帯する変更においても、<u>〔条件付加入制度〕</u>を適用することができます。この場合、第1項の「共済契約」を「中途変更」と読み替え、第1項および第2項の規定を準用し、中途変更分について条件を付します。条件を付す期間については、中途変更の申込日から起算します。なお、中途変更前より<u>〔条件付加入契約〕</u>である場合の条件については、中途変更後も継続</p>

新条文	旧条文
<p>途変更後も継続します。</p> <p>5. 規約第71条（疾病入院共済金）第9項、第77条（疾病総合入院共済金）第9項および第84条（女性疾病総合入院共済金）第9項の規定にかかわらず、〔削除〕条件付加入契約〔削除〕の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) 〔削除〕免責疾病〔削除〕による入院を開始したときに〔削除〕免責疾病〔削除〕以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) 〔削除〕免責疾病〔削除〕による入院中に、〔削除〕免責疾病〔削除〕以外の疾病を併発したとき</p>	<p>します。</p> <p>5. 規約第71条（疾病入院共済金）第9項、第77条（疾病総合入院共済金）第9項および第84条（女性疾病総合入院共済金）第9項の規定にかかわらず、〔条件付加入契約〕の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) 〔免責疾病〕による入院を開始したときに〔免責疾病〕以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) 〔免責疾病〕による入院中に、〔免責疾病〕以外の疾病を併発したとき</p>
<p>（特定疾病加入制度）</p> <p>第9条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定により共済契約を申し込む場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（特定疾病加入制度）</p> <p>第9条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定により共済契約を申し込む場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（共済掛金が未払となった場合の払込票扱い）</p> <p>第10条 共済契約者は、規約第13条（共済契約の申込み）第4項および第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の払込みができなかった場合、規約第22条（共済掛金</p>	<p>（共済掛金が未払となった場合の払込票扱い）</p> <p>第10条 共済契約者は、規約第13条（共済契約の申込み）第4項および第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の払い込みができなかった場合、規約第22</p>

新条文	旧条文
<p>の口座振替) 第4項、第6項および第7項、ならびに規約第148条(共済掛金の払込み) 第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと(以下「払込票扱い」といいます。)ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限りません。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第13条(共済契約の申込み) 第4項に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第22条(共済掛金の口座振替) 第2項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第20条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の<u>払込み</u>ができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第22</p>	<p>条(共済掛金の口座振替) 第4項、第6項および第7項、ならびに規約第148条(共済掛金の払込み) 第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと(以下「払込票扱い」といいます。)ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限りません。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第13条(共済契約の申込み) 第4項に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第22条(共済掛金の口座振替) 第2項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第20条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の<u>払い込み</u>ができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第22</p>

新条文	旧条文
<p>条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（中途変更の変更日）</p> <p>第14条 規約第18条（共済契約の型の中途変更）第2項における「細則に定める日」とは、中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の払込日の翌日をいい、変更の効力はその日の午前零時から発生〔削除〕します。</p> <p>2. 共済掛金を口座振替により払い込む場合において、規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の<u>振替え</u>ができず、規約第20条（共済掛金の払込猶予期間）に定める猶予期間内に共済掛金の<u>払込み</u>がされたときは、規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>があったものとみなし、前項を適用します。</p>	<p>（中途変更の変更日）</p> <p>第14条 規約第18条（共済契約の型の中途変更）第2項における「細則に定める日」とは、中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の払込日の翌日をいい、変更の効力はその日の午前零時から発生<u>するもの</u>とします。</p> <p>2. 共済掛金を口座振替により払い込む場合において、規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の<u>振り替え</u>ができず、規約第20条（共済掛金の払込猶予期間）に定める猶予期間内に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたときは、規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>があったものとみなし、前項を適用します。</p>
<p>（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）</p> <p>第15条 規約第45条（基本契約共済金額）、第50条（災害死亡特約共済金額）、第69条（疾病入院特約共済金額）、第74条（疾病総合入院特約共済金額）、第80条（女性疾病総合入院特約共済金額）、第87条（災害入院特約共済金額）、第92条（女性災害入院特約共済金額）、および第110条（65日以上不担保入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとしま</p>	<p>（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）</p> <p>第15条 規約第45条（基本契約共済金額）、第50条（災害死亡特約共済金額）、第69条（疾病入院特約共済金額）、第74条（疾病総合入院特約共済金額）、第80条（女性疾病総合入院特約共済金額）、第87条（災害入院特約共済金額）、第92条（女性災害入院特約共済金額）、および第110条（65日以上不担保入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号</p>

新条文	旧条文
<p>す。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額 発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済（以下 〔削除〕「終身共済」といいます。）、および学生総合共済と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含みます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>(2) 疾病にかかる入院共済金額（疾病入院共済金額、疾病総合入院共済金額、女性疾病総合入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下 〔削除〕この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。）および災害にかかる入院共済金額（災害入院共済金額、女性災害入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下 〔削除〕この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。） 定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ23,000円とします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額 発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済（以下 <u>「終身共済」</u>といいます。）、および学生総合共済と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含みます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>(2) 疾病にかかる入院共済金額（疾病入院共済金額、疾病総合入院共済金額、女性疾病総合入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下 <u>この号</u>では総じて「疾病入院共済金額」といいます。）および災害にかかる入院共済金額（災害入院共済金額、女性災害入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下 <u>この号</u>では総じて「災害入院共済金額」といいます。） 定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ23,000円とします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(移行契約)</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>8. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、<u>取り消され</u>、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして<u>取り扱い</u>ます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(移行契約)</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>8. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、<u>取消され</u>、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして<u>扱い</u>ます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い)</p>	<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い)</p>

新条文	旧条文
<p>第27条 この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う保障を契約しておらず、あらたに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。なお、学生総合共済における重度後遺障害共済金は生命共済における災害死亡特約の災害重度障害共済金ならびに女性災害死亡特約の女性災害重度障害共済金と同種とみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第27条 この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う保障を契約しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。なお、学生総合共済における重度後遺障害共済金は生命共済における災害死亡特約の災害重度障害共済金ならびに女性災害死亡特約の女性災害重度障害共済金と同種とみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第28条 〔中略〕</p> <p>4. 被共済者がこども共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第2項、学生総合共済事業規約第7条（被共済者の範囲）第2項および第4項に定める年齢の範囲外、または学生総合共済事業規約第7条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、生命共済の契約に移行し、共済金額の変更やあらたな特約の付帯をともなう場合には、この会は、その共済金額の増額分またはあらたな特約部分について、規約第47条（死亡共済金および重度障害共済金）第2</p>	<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第28条 〔中略〕</p> <p>4. 被共済者がこども共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第2項、学生総合共済事業規約第7条（被共済者の範囲）第2項および第4項に定める年齢の範囲外、または学生総合共済事業規約第7条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、生命共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をともなう場合には、この会は、その共済金額の増額分または新たな特約部分について、規約第47条（死亡共済金および重度障害共済金）</p>

新条文	旧条文
<p>項第2号、第71条（疾病入院共済金）第2項、第72条（疾病長期入院共済金）第2項、第77条（疾病総合入院共済金）第2項、第78条（疾病総合長期入院共済金）第2項、第84条（女性疾病総合入院共済金）第2項、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）第2項、第118条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第2項、第119条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第3項、第124条（女性特定疾病総合入院共済金）第2項、第134条（疾病先進医療共済金）第2項および第136条（先進医療一時金）第3項の規定を適用しないことができます。</p>	<p>第2項第2号、第71条（疾病入院共済金）第2項、第72条（疾病長期入院共済金）第2項、第77条（疾病総合入院共済金）第2項、第78条（疾病総合長期入院共済金）第2項、第84条（女性疾病総合入院共済金）第2項、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）第2項、第118条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第2項、第119条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第3項、第124条（女性特定疾病総合入院共済金）第2項、第134条（疾病先進医療共済金）第2項および第136条（先進医療一時金）第3項の規定を適用しないことができます。</p>
<p style="text-align: center;">〔削除〕</p>	<p style="text-align: center;"><u>（解除の特例）</u> <u>第29条 規約第34条（告知義務違反による共済契約の解除）の規定にかかわらず、この会は被共済者にすでに死亡および重度障害以外かつ特定の疾病を原因とする共済事故が発生している場合において、共済契約者が、当該共済金が支払われないことおよび当該解除原因と直接または間接に因果関係のある共済事故に関して将来にわたって免責とすること等の条件に同意した場合には、共済契約を解除しないことができます。</u></p>
<p>（生死不明の状態） 第29条 〔以下略〕</p>	<p>（生死不明の状態） 第30条 〔以下略〕</p>
<p>（重度障害および後遺障害の取扱い） 第30条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」および規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」にお</p>	<p>（重度障害および後遺障害の取扱い） 第31条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」および規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」</p>

新条文	旧条文
<p>ける「後遺障害」には、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害を<u>含みます</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>における「後遺障害」には、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害を<u>含むものとします</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(障害等級の認定)</p> <p>第<u>31</u>条 規約第47条(死亡共済金および重度障害共済金)、第53条(災害死亡共済金および災害重度障害共済金)、第60条(女性災害死亡共済金および女性災害重度障害共済金)、第66条(災害後遺障害共済金)および第129条(家族死亡共済金および家族重度障害共済金)における重度障害および後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年<u>9</u>月<u>1</u>日労働省令第22号)第14条(障害等級等)第2項から第4項に準じておこないます。</p>	<p>(障害等級の認定)</p> <p>第<u>32</u>条 規約第47条(死亡共済金および重度障害共済金)、第53条(災害死亡共済金および災害重度障害共済金)、第60条(女性災害死亡共済金および女性災害重度障害共済金)、第66条(災害後遺障害共済金)および第129条(家族死亡共済金および家族重度障害共済金)における重度障害および後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年<u>9</u>月<u>1</u>日労働省令第22号)第14条(障害等級等)第2項から第4項に準じておこないます。</p>
<p>(指定職業)</p> <p>第<u>32</u>条 〔以下略〕</p>	<p>(指定職業)</p> <p>第<u>33</u>条 〔以下略〕</p>
<p>(精神障害の定義)</p> <p>第<u>33</u>条 〔以下略〕</p>	<p>(精神障害の定義)</p> <p>第<u>34</u>条 〔以下略〕</p>
<p>(泥酔の定義)</p> <p>第<u>34</u>条 〔以下略〕</p>	<p>(泥酔の定義)</p> <p>第<u>35</u>条 〔以下略〕</p>
<p>(入院および通院の定義)</p> <p>第<u>35</u>条 〔中略〕</p> <p>3. 規約第102条(災害通院共済金)および第108条(女性災害通院共済金)における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診その他これに類する手段により、診察、投薬、処置、手術</p>	<p>(入院および通院の定義)</p> <p>第<u>36</u>条 〔中略〕</p> <p>3. 規約第102条(災害通院共済金)および第108条(女性災害通院共済金)における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診その他これに類する手段により、診察、投薬、処置、手</p>

新条文	旧条文
<p>その他の治療を医師の指示により受けることをいい、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、<u>受取り</u>のみの場合は通院には該当しません。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>術その他の治療を医師の指示により受けることをいい、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、<u>受取</u>のみの場合は通院には該当しません。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>第35条(入院および通院の定義)第1項</u>、規約第71条(疾病入院共済金)第1項、第72条(疾病長期入院共済金)第1項、第77条(疾病総合入院共済金)第1項、第78条(疾病総合長期入院共済金)第1項、第84条(女性疾病総合入院共済金)第1項、第85条(女性疾病総合長期入院共済金)第1項、第89条(災害入院共済金)第1項、第90条(災害長期入院共済金)第1項、第96条(女性災害入院共済金)第1項、第97条(女性災害長期入院共済金)第1項、第113条(65日以上不担保入院共済金)第1項、第124条(女性特定疾病総合入院共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>2. <u>第35条(入院および通院の定義)第3項</u>、規約第102条(災害通院共済金)第1項および第108条(女性災害通院共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または診療所です。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第<u>37</u>条 〔挿入〕規約第71条(疾病入院共済金)第1項、第72条(疾病長期入院共済金)第1項、第77条(疾病総合入院共済金)第1項、第78条(疾病総合長期入院共済金)第1項、第84条(女性疾病総合入院共済金)第1項、第85条(女性疾病総合長期入院共済金)第1項、第89条(災害入院共済金)第1項、第90条(災害長期入院共済金)第1項、第96条(女性災害入院共済金)第1項、第97条(女性災害長期入院共済金)第1項、第113条(65日以上不担保入院共済金)第1項、第124条(女性特定疾病総合入院共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>2. 〔挿入〕規約第102条(災害通院共済金)第1項および第108条(女性災害通院共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または診療所です。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第<u>37</u>条 <u>第30条(重度障害および後遺障害の取扱い)第2項第3号</u>、<u>第35条(入院および通院の定義)第1項、第3項、第</u></p>	<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第<u>38</u>条 〔挿入〕規約第66条(災害後遺障害共済金)第2項、第71条(疾病入院共済金)第7項、第77条(疾病総合入</p>

新条文	旧条文
<p><u>4項、第5項、第44条（すでに罹患していた疾病の定義）第1項第2号、第46条（2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合）第1項、規約第66条（災害後遺障害共済金）第2項、第71条（疾病入院共済金）第7項、第77条（疾病総合入院共済金）第7項、第84条（女性疾病総合入院共済金）第7項、第89条（災害入院共済金）第4項、第96条（女性災害入院共済金）第4項、第102条（災害通院共済金）第3項および第6項、第108条（女性災害通院共済金）第3項および第6項、第113条（65日以上不担保入院共済金）第5項、第124条（女性特定疾病総合入院共済金）第7項、ならびに別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</u></p> <p>2. <u>第35条（入院および通院の定義）第4項</u>における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。</p> <p>3. <u>第35条（入院および通院の定義）第5項</u>における「鍼灸師等」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に定めるあん摩マッサージ指圧師、鍼師または灸師とします。</p>	<p>院共済金）第7項、第84条（女性疾病総合入院共済金）第7項、第89条（災害入院共済金）第4項、第96条（女性災害入院共済金）第4項、第102条（災害通院共済金）第3項および第6項、第108条（女性災害通院共済金）第3項および第6項、第113条（65日以上不担保入院共済金）第5項、第124条（女性特定疾病総合入院共済金）第7項、ならびに別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p> <p>2. <u>第36条（入院および通院の定義）第4項</u>における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。</p> <p>3. <u>第36条（入院および通院の定義）第5項</u>における「鍼灸師等」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に定めるあん摩マッサージ指圧師、鍼師または灸師とします。</p>
<p>（健康保険および公的医療保険制度の範囲）</p> <p><u>第38条 第35条（入院および通院の定義）第6項</u>および規約第118条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第6項における「健康保険」、ならびに規約第119条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第2項にお</p>	<p>（健康保険および公的医療保険制度の範囲）</p> <p><u>第39条 第36条（入院および通院の定義）第6項</u>および規約第118条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第6項における「健康保険」、ならびに規約第119条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第2項に</p>

新条文	旧条文
<p>る「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法（大正 11 年 <u>4</u> 月 22 日法律第 70 号）</p> <p>(2) 国民健康保険法（昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号）</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年 <u>5</u> 月 <u>1</u> 日法律第 128 号）</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年 <u>9</u> 月 <u>8</u> 日法律第 152 号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年 <u>8</u> 月 21 日法律第 245 号）</p> <p>(6) 船員保険法（昭和 14 年 <u>4</u> 月 <u>6</u> 日法律第 73 号）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 <u>8</u> 月 17 日法律第 80 号）</p>	<p>おける「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法（大正 11 年 <u>4</u> 月 22 日法律第 70 号）</p> <p>(2) 国民健康保険法（昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号）</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年 <u>5</u> 月 <u>1</u> 日法律第 128 号）</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年 <u>9</u> 月 <u>8</u> 日法律第 152 号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年 <u>8</u> 月 21 日法律第 245 号）</p> <p>(6) 船員保険法（昭和 14 年 <u>4</u> 月 <u>6</u> 日法律第 73 号）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年<u>8</u>月17日法律第80号）</p>
<p>（臓器等の定義） 第<u>39</u>条 〔以下略〕</p>	<p>（臓器等の定義） 第<u>40</u>条 〔以下略〕</p>
<p>（手術に関する取扱い） 第<u>40</u>条 〔以下略〕</p>	<p>（手術に関する取扱い） 第<u>41</u>条 〔以下略〕</p>
<p>（薬物依存の定義） 第<u>41</u>条 〔以下略〕</p>	<p>（薬物依存の定義） 第<u>42</u>条 〔以下略〕</p>
<p>（他覚症状の定義） 第<u>42</u>条 〔以下略〕</p>	<p>（他覚症状の定義） 第<u>43</u>条 〔以下略〕</p>
<p>（扶養する親、扶養する子および同居する子の定義）</p>	<p>（扶養する親、扶養する子および同居する子の定義）</p>

新条文	旧条文
<p>第43条 〔以下略〕</p> <p>(すでに罹患していた疾病の定義)</p> <p>第44条 規約第47条(死亡共済金および重度障害共済金)第2項第2号、第71条(疾病入院共済金)第2項、第72条(疾病長期入院共済金)第2項、第77条(疾病総合入院共済金)第2項、第78条(疾病総合長期入院共済金)第2項、第84条(女性疾病総合入院共済金)第2項、第85条(女性疾病総合長期入院共済金)第2項、第118条(手術共済金(2022年8月31日以前に受けた手術))第2項、第119条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))第3項、第124条(女性特定疾病総合入院共済金)第2項、第130条(家族死亡特約の共済金を支払わない場合)第1項第2号、第134条(疾病先進医療共済金)第2項および第136条(先進医療一時金)第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約第130条(家族死亡特約の共済金を支払わない場合)においては、「被共済者」を「家族死亡特約の対象となる家族」と読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合</p>	<p>第44条 〔以下略〕</p> <p>(すでに罹患していた疾病の定義)</p> <p>第45条 規約第47条(死亡共済金および重度障害共済金)第2項第2号、第71条(疾病入院共済金)第2項、第72条(疾病長期入院共済金)第2項、第77条(疾病総合入院共済金)第2項、第78条(疾病総合長期入院共済金)第2項、第84条(女性疾病総合入院共済金)第2項、第85条(女性疾病総合長期入院共済金)第2項、第118条(手術共済金(2022年8月31日以前に受けた手術))第2項、第119条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))第3項、第124条(女性特定疾病総合入院共済金)第2項、第130条(家族死亡特約の共済金を支払わない場合)第1項第2号、第134条(疾病先進医療共済金)第2項および第136条(先進医療一時金)第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約第130条(家族死亡特約の共済金を支払わない場合)においては、「被共済者」を「当該家族」と読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合</p>
<p>(急激かつ偶然な外因による事故の定義)</p> <p>第45条 〔以下略〕</p>	<p>(急激かつ偶然な外因による事故の定義)</p> <p>第46条 〔以下略〕</p>
<p>(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)</p>	<p>(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)</p>

新条文	旧条文
<p>第46条 2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等における規約第102条（災害通院共済金）第7項および第108条（女性災害通院共済金）第7項に定める「傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき」とは、医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、固定具を装着していることをいいます。この場合、同一の不慮の事故等につき1回に限り、10日間の通院があったものとみなし、規約第102条 〔削除〕 第1項または第108条 〔削除〕 第1項における通院日数に含めます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第47条 2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等における規約第102条（災害通院共済金）第7項および第108条（女性災害通院共済金）第7項に定める「傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき」とは、医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、固定具を装着していることをいいます。この場合、同一の不慮の事故等につき1回に限り、10日間の通院があったものとみなし、規約第102条 <u>（災害通院共済金）</u> 第1項または第108条 <u>（女性災害通院共済金）</u> 第1項における通院日数に含めます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>〔削除〕</p>	<p><u>（2019年8月31日以前に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合）</u></p> <p>第48条 2019年8月31日以前に発生した不慮の事故等における規約第102条 <u>（災害通院共済金）</u> 第7項および第108条 <u>（女性災害通院共済金）</u> 第7項に定める「傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。この場合、その期間の日数に0.5を乗じた日数を、規約第102条 <u>（災害通院共済金）</u> 第1項または第108条 <u>（女性災害通院共済金）</u> 第1項における通院日数に含めます。</p> <p><u>（1）医師の指示にもとづき、骨折、脱臼、筋・腱・靭帯断裂（損傷を含む）の治療を目的として、固定具を常時装</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>着している場合</u></p> <p><u>(2) 医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネ、その他これらに類する固定具を常時装着している場合</u></p> <p><u>2. 前項に定める固定具には、内固定、サポーター、テーピング、包帯、絆創膏等は含みません。</u></p> <p><u>3. 前2項の規定にかかわらず、固定具を次の各号のいずれかの部位にのみ装着している場合は、第1項の通院日数に含みません。</u></p> <p><u>(1) 手指のうちの第Ⅲ指、第Ⅳ指または第Ⅴ指</u></p> <p><u>(2) 足指</u></p> <p><u>(3) 鼻</u></p>
<p>(同一の原因による入院の取扱い)</p> <p>第<u>47</u>条 〔以下略〕</p>	<p>(同一の原因による入院の取扱い)</p> <p>第<u>49</u>条 〔以下略〕</p>
<p>(申込日以前の不慮の事故等を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い)</p> <p>第<u>48</u>条 〔以下略〕</p>	<p>(申込日以前の不慮の事故等を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い)</p> <p>第<u>50</u>条 〔以下略〕</p>
<p>(家族死亡特約における子の範囲)</p> <p>第<u>49</u>条 〔以下略〕</p>	<p>(家族死亡特約における子の範囲)</p> <p>第<u>51</u>条 〔以下略〕</p>
<p>(基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、女性災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、家族死亡特約共済金額の適用)</p> <p>第<u>50</u>条 〔以下略〕</p>	<p>(基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、女性災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、家族死亡特約共済金額の適用)</p> <p>第<u>52</u>条 〔以下略〕</p>
<p>(入院に関する各特約共済金額の適用)</p> <p>第<u>51</u>条 〔以下略〕</p>	<p>(入院に関する各特約共済金額の適用)</p> <p>第<u>53</u>条 〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(災害通院特約共済金額および女性災害通院特約共済金額の適用)</p> <p>第52条 規約第102条(災害通院共済金)第1項および第108条(女性災害通院共済金)第1項における各特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第46条(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)【削除】の規定により【削除】共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第102条(災害通院共済金)第1項および第108条(女性災害通院共済金)第1項に定める通院の期間中【削除】に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間【削除】については、各特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p> <p>【以下略】</p>	<p>(災害通院特約共済金額および女性災害通院特約共済金額の適用)</p> <p>第54条 規約第102条(災害通院共済金)第1項および第108条(女性災害通院共済金)第1項における各特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第47条(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合) <u>または第48条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)</u>の規定により各共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第102条(災害通院共済金)第1項および第108条(女性災害通院共済金)第1項に定める通院の期間中、<u>または第48条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)</u>に定める固定具装着の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間 <u>もしくは固定具装着期間</u>については、各特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p> <p>【以下略】</p>
<p>(身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第53条 【以下略】</p>	<p>(身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第55条 【以下略】</p>
<p>(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第54条 【以下略】</p>	<p>(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第56条 【以下略】</p>
<p>(入院中に共済契約が消滅した場合の特例)</p> <p>第55条 【以下略】</p>	<p>(入院中に共済契約が消滅した場合の特例)</p> <p>第57条 【以下略】</p>
<p>(外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い)</p>	<p>(外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い)</p>

新条文	旧条文
<p>第56条 〔以下略〕</p> <p>(感染症における事故日の取扱い)</p> <p>第57条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として取り扱います。</p>	<p>第58条 〔以下略〕</p> <p>(感染症における事故日の取扱い)</p> <p>第59条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として取扱います。</p>
<p>(契約者割戻金の割当て)</p> <p>第58条 規約第139条(契約者割戻金)第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約」とは、当該事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または当該事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第36条(共済契約の消滅)により消滅した共済契約をいいます。</p> <p>2. 規約第2条(事業)第3項に定める歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約については、当該事業年度の決算日が属する月の末日に有効であっても共済掛金の払込みがなされていない場合は、共済掛金が払い込まれるまで割当対象共済契約から除きます。</p>	<p>(契約者割戻金の割り当て)</p> <p>第60条 規約第139条(契約者割戻金)第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約」とは、〔挿入〕事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または当該事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第36条(共済契約の消滅)により消滅した共済契約をいいます。</p> <p>2. 規約第2条(事業)第3項に定める歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約については、当該事業年度の決算日が属する月の末日に有効であっても共済掛金の払い込みがなされていない場合は、共済掛金が払い込まれるまで割当対象共済契約から除きます。</p>
<p>(据置割戻金に対する利息)</p> <p>第59条 歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約については、規約第139条(契約者割戻金)第3項の規定により契約者割戻金を据え置きます。据え置かれた契約者割戻金を据置割戻金といい、当該事業年度の決算日の翌月1日から1年以上据え置いた据置割戻金には、据置利息をつけます。</p>	<p>(据置割戻金に対する利息)</p> <p>第61条 歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約については、規約第139条(契約者割戻金)第3項の規定により契約者割戻金を据え置くものとします。据え置かれた契約者割戻金を据置割戻金といい、当該事業年度の決算日の翌月1日から1年以上据え置いた据置割戻金には、据置利息をつけるものとします。</p>

新条文	旧条文
<p>(契約者割戻金の支払方法)</p> <p>第60条 規約第139条(契約者割戻金)に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している共済契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第64条(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)に定める方法による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(契約者割戻金の支払方法)</p> <p>第62条 規約第139条(契約者割戻金)に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振り替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している共済契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第66条(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)に定める方法による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約における契約者割戻金の支払い)</p> <p>第61条 前条にかかわらず、歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約については、歳満期型契約の契約者割戻金とあわせて支払うこととし、支払いにあたっては、次の各号の取扱いとします。</p> <p>(1) 共済期間を満85歳で満了した場合には、満85歳の満了日時点の残高の据置割戻金、同日までの未繰入れの据置利息および同日時点で割当てがおこなわれる場合の契約者割戻金の合計額を、満85歳の満了日の翌日以降に支払います。</p>	<p>(歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約における契約者割戻金の支払い)</p> <p>第63条 前条にかかわらず、歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約については、歳満期型契約の契約者割戻金とあわせて支払うこととし、支払いにあたっては、次の各号の取扱いとします。</p> <p>(1) 共済期間を満85歳で満了した場合には、満85歳の満了日時点の残高の据置割戻金、同日までの未繰入れの据置利息および同日時点で割り当てがおこなわれる場合の契約者割戻金の合計額を、満85歳の満了日の翌日以降に支払います。</p>

新条文	旧条文
<p>(2) 共済期間中に移行により解約した場合には、前号の規定を準用し、満85歳の満了日を移行により解約した日に読み替えます。</p> <p>(3) 前2号の場合を除き、共済期間中に終了した場合には、終了日時点の残高の据置割戻金および終了日までの未繰入れの据置利息の合計額を、終了日の翌日以降に支払います。また、歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約のみを解約した場合、歳満期型契約の割戻金が支払われるまで、歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約の割戻金も据え置かれます。</p> <p>(4) 共済期間中に契約者割戻金の請求がなされた場合には、支払請求受付日時点の残高の据置割戻金および支払請求受付日までの未繰入れの据置利息の合計額を、支払請求受付日の翌日以降に支払います。</p>	<p>(2) 共済期間中に移行により解約した場合には、前号の規定を準用し、満85歳の満了日を移行により解約した日に読み替えます。</p> <p>(3) 前2号の場合を除き、共済期間中に終了した場合には、終了日時点の残高の据置割戻金および終了日までの未繰入れの据置利息の合計額を、終了日の翌日以降に支払います。また、歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約のみを解約した場合、歳満期型契約の割戻金が支払われるまで、歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約の割戻金も据え置かれます。</p> <p>(4) 共済期間中に契約者割戻金の請求がなされた場合には、支払請求受付日時点の残高の据置割戻金および支払請求受付日までの未繰入れの据置利息の合計額を、支払請求受付日の翌日以降に支払います。</p>
<p>(電磁的方法による共済契約の申込み)</p> <p>第 <u>62</u> 条 【中略】</p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項の規定にかかわらず、<u>払込み</u>ができなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。なお、この<u>払込み</u>ができなかった場合の取扱いは、同第4項の規定を準用します。</p> <p>【以下略】</p>	<p>(電磁的方法による共済契約の申込み)</p> <p>第 <u>64</u> 条 【中略】</p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項の規定にかかわらず、<u>払い込み</u>ができなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。なお、この<u>払い込み</u>ができなかった場合の取扱いは、同第4項の規定を準用します。</p> <p>【以下略】</p>

新条文	旧条文
<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第 63 条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会 <u>の定める所定の書面</u> の提出に代えて、次項、第 3 項、第 4 項または第 5 項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p> <p>(1) 規約第 10 条 (共済金受取人) 第 4 項に定める死亡共済金受取人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第 11 条 (共済金受取人の代理人) 第 1 項に定める指定代理請求人の指定または変更</p> <p>(3) 規約第 42 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(4) 規約第 42 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定める住所の変更</p> <p>[以下略]</p>	<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第 65 条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会 <u>所定の書類またはこの会が定める書式</u> の提出に代えて、次項、第 3 項、第 4 項または第 5 項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p> <p>(1) 規約第 10 条 (共済金受取人) 第 4 項に定める死亡共済金受取人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第 11 条 (共済金受取人の代理人) 第 1 項に定める指定代理請求人の指定または変更</p> <p>(3) 規約第 42 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(4) 規約第 42 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定める住所の変更</p> <p>[以下略]</p>
<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第 64 条 共済契約者は、契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの <u>振替え</u>」または「この会の会員の扱うポイントへの <u>振替え</u>」(以下 [削除] 総じて「電子マネー等への <u>振替え</u>」) とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への <u>振替え</u> による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への <u>振替え</u> による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限りま</p>	<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第 66 条 共済契約者は、契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの <u>振替</u>」または「この会の会員の扱うポイントへの <u>振替</u>」(以下、総じて「電子マネー等への <u>振替</u>」) とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への <u>振替</u> による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への <u>振替</u> による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限りま</p>

新条文	旧条文
<p>す。</p> <p>(重複の回避)</p> <p>第65条 第62条 (電磁的方法による共済契約の申込み) に定める共済契約の申込みが規約第13条 (共済契約の申込み) 第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第62条を適用します。</p> <p>2. 第63条 (電磁的方法による共済契約の手続き) に定める共済契約の手続きが、規約第10条 (共済金受取人) 第5項および第11条 (共済金受取人の代理人) 第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第42条 (共済契約者の通知義務) 第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第63条を適用します。</p>	<p>す。</p> <p>(重複の回避)</p> <p>第67条 第64条 (電磁的方法による共済契約の申込み) に定める共済契約の申込みが規約第13条 (共済契約の申込み) 第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第64条を適用します。</p> <p>2. 第65条 (電磁的方法による共済契約の手続き) に定める共済契約の手続きが、規約第10条 (共済金受取人) 第5項および第11条 (共済金受取人の代理人) 第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第42条 (共済契約者の通知義務) 第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第65条を適用します。</p>
<p>(共同引受制度での適用日の取扱い)</p> <p>第66条 この会は、この会の会員との共同引受制度を実施している場合には、規約改正をおこなった場合の適用日を、当該会員ごとの協議によって決めることが<u>でき</u>、それまでは従前の規定を適用します。</p>	<p>(共同引受制度での適用日の取扱い)</p> <p>第68条 この会は、この会の会員との共同引受制度を実施している場合には、規約改正をおこなった場合の適用日を、当該会員ごとの協議によって決めることが<u>できるものと</u><u>し</u>、それまでは従前の規定を適用します。</p>
<p>(改 廃)</p> <p>第67条 〔以下略〕</p>	<p>(改 廃)</p> <p>第69条 〔以下略〕</p>
<p>付 則</p> <p>(2009年1月22日設定)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>付 則</p> <p>(2009年1月22日設定)</p> <p>(施行期日)</p>

新条文	旧条文
<p>1. この細則は2009年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔中略〕</p> <p>3. 第52条については、2009年<u>3</u>月20日までの適用とします。</p>	<p>1. この細則は2009年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔中略〕</p> <p>3. 第52条については、2009年<u>3</u>月20日までの適用とします。</p>
<p>付 則 (2010年1月26日設定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この細則は2010年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔以下略〕</p>	<p>付 則 (2010年1月26日設定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この細則は2010年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔以下略〕</p>
<p>付 則 (2011年7月14日設定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この細則は2011年<u>9</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔以下略〕</p>	<p>付 則 (2011年7月14日設定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この細則は2011年<u>9</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔以下略〕</p>
<p>付 則 (2012年1月18日設定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この細則は2012年<u>9</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔以下略〕</p>	<p>付 則 (2012年1月18日設定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この細則は2012年<u>9</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔以下略〕</p>
<p>付 則 (2012年6月14日設定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この細則は2012年<u>9</u>月<u>1</u>日より施行します。</p>	<p>付 則 (2012年6月14日設定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この細則は2012年<u>9</u>月<u>1</u>日より施行します。</p>
<p><u>付</u> <u>則</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;"><u>(2024年(令和6年)5月30日細則一部改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この細則は2024年9月1日より施行します。</u></p>	
<p>別表第1 共済契約の型</p> <p style="text-align: right;">〔金額単位：円：月額〕</p> <p>1. 発効時の年齢が満65歳未満の共済契約の型</p> <p>発効時の年齢が満65歳未満の場合の共済契約の型は以下のとおりです。</p> <p>(1) 300型、400型、700型、さいたま1000型、1700型、2700型、3900型、C1000型、C1600型、W1000型、W2000-<u>1</u>型、W2000-<u>2</u>型、V4000-<u>1</u>型およびV4000-<u>2</u>型（これらの共済契約の型を総称し、この細則において「募集停止した型」といいます。）については、満了する共済契約と同一内容による更新の申込みのみおこなうことができます。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、V4000-<u>2</u>型はV4000-<u>1</u>型に、W2000-<u>2</u>型はW2000-<u>1</u>型への中途変更の申込みをおこなうことができます。</p> <p>(3) 規約第3条（特約等の付帯と共済契約の型）第4項に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度とこの会の会員が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額となります。</p> <p>〔中略〕</p>	<p>別表第1 共済契約の型</p> <p style="text-align: right;">〔金額単位：円：月額〕</p> <p>1. 発効時の年齢が満65歳未満の共済契約の型</p> <p>発効時の年齢が満65歳未満の場合の共済契約の型は以下のとおりです。</p> <p>(1) 300型、400型、700型、さいたま1000型、1700型、2700型、3900型、C1000型、C1600型、W1000型、W2000-<u>1</u>型、W2000-<u>2</u>型、V4000-<u>1</u>型およびV4000-<u>2</u>型（これらの共済契約の型を総称し、この細則において「募集停止した型」といいます。）については、満了する共済契約と同一内容による更新の申込みのみおこなうことができます。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、V4000-<u>2</u>型はV4000-<u>1</u>型に、W2000-<u>2</u>型はW2000-<u>1</u>型への中途変更の申込みをおこなうことができます。</p> <p>(3) 規約第3条（特約等の付帯と共済契約の型）第4項に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度とこの会の会員が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額となります。</p> <p>〔中略〕</p>

新条文							旧条文						
共済契約の型	2000- <u>1</u> 型（男性）		2000- <u>1</u> 型（女性）		2000- <u>2</u> 型（男性）		共済契約の型	2000- <u>1</u> 型（男性）		2000- <u>1</u> 型（女性）		2000- <u>2</u> 型（男性）	
共済掛金額	2,000円		2,000円		2,100円		共済掛金額	2,000円		2,000円		2,100円	
加入可能年齢の範囲（注1）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		加入可能年齢の範囲（注1）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳	
更新・更改可能年齢の範囲（注2）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		更新・更改可能年齢の範囲（注2）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	100	100万円	100	100万円	100	100万円	基本契約	100	100万円	100	100万円	100	100万円
災害死亡特約	10	100万円	0	-	10	100万円	災害死亡特約	10	100万円	0	-	10	100万円
女性災害死亡特約	0	-	10	100万円	0	-	女性災害死亡特約	0	-	10	100万円	0	-
災害後遺障害特約	10	4～100万円	10	4～100万円	10	4～100万円	災害後遺障害特約	10	4～100万円	10	4～100万円	10	4～100万円
疾病入院特約	0	-	0	-	0	-	疾病入院特約	0	-	0	-	0	-

新条文							旧条文						
疾病総合 入院特約 (区分 1)	60	6,000円	0	-	60	6,000円	疾病総合 入院特約 (区分 1)	60	6,000円	0	-	60	6,000円
疾病総合 入院特約 (区分 2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合 入院特約 (区分 2)	0	-	0	-	0	-
女性疾病 総合入院 特約	0	-	80	8,000円	0	-	女性疾病 総合入院 特約	0	-	80	8,000円	0	-
災害入院 特約(区 分1)	60	6,000円	0	-	60	6,000円	災害入院 特約(区 分1)	60	6,000円	0	-	60	6,000円
災害入院 特約(区 分2)	0	-	0	-	0	-	災害入院 特約(区 分2)	0	-	0	-	0	-
女性災害 入院特約	0	-	80	8,000円	0	-	女性災害 入院特約	0	-	80	8,000円	0	-
災害通院 特約	30	1,500円	0	-	30	1,500円	災害通院 特約	30	1,500円	0	-	30	1,500円
女性災害 通院特約	0	-	30	1,500円	0	-	女性災害 通院特約	0	-	30	1,500円	0	-

新条文							旧条文						
65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-	65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-
手術特約	2	1・2・4・8万円	2	1・2・4・8万円	2	1・2・4・8万円	手術特約	2	1・2・4・8万円	2	1・2・4・8万円	2	1・2・4・8万円
女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
家族死亡特約	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	家族死亡特約	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円
先進医療特約	0	-	0	-	10	最高1,000万円	先進医療特約	0	-	0	-	10	最高1,000万円
住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円
共済契約の型	2000- <u>2</u> 型（女性）		3000- <u>1</u> 型（男性）		3000- <u>1</u> 型（女性）		共済契約の型	2000- <u>2</u> 型（女性）		3000- <u>1</u> 型（男性）		3000- <u>1</u> 型（女性）	
共済掛金額	2,100円		3,000円		3,000円		共済掛金額	2,100円		3,000円		3,000円	
加入可能年齢の範囲（注1）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		加入可能年齢の範囲（注1）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳	

新条文							旧条文						
更新・更改可能年齢の範囲 (注2)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		更新・更改可能年齢の範囲 (注2)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	100	100万円	300	300万円	300	300万円	基本契約	100	100万円	300	300万円	300	300万円
災害死亡特約	0	-	20	200万円	0	-	災害死亡特約	0	-	20	200万円	0	-
女性災害死亡特約	10	100万円	0	-	20	200万円	女性災害死亡特約	10	100万円	0	-	20	200万円
災害後遺障害特約	10	4～100万円	20	8～200万円	20	8～200万円	災害後遺障害特約	10	4～100万円	20	8～200万円	20	8～200万円
疾病入院特約	0	-	0	-	0	-	疾病入院特約	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約 (区分1)	0	-	80	8,000円	0	-	疾病総合入院特約 (区分1)	0	-	80	8,000円	0	-
疾病総合入院特約 (区分2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約 (区分2)	0	-	0	-	0	-

新条文							旧条文						
女性疾病 総合入院 特約	80	8,000 円	0	-	105	10,500 円	女性疾病 総合入院 特約	80	8,000 円	0	-	105	10,500 円
災害入院 特約（区 分1）	0	-	80	8,000 円	0	-	災害入院 特約（区 分1）	0	-	80	8,000 円	0	-
災害入院 特約（区 分2）	0	-	0	-	0	-	災害入院 特約（区 分2）	0	-	0	-	0	-
女性災害 入院特約	80	8,000 円	0	-	105	10,500 円	女性災害 入院特約	80	8,000 円	0	-	105	10,500 円
災害通院 特約	0	-	35	1,750 円	0	-	災害通院 特約	0	-	35	1,750 円	0	-
女性災害 通院特約	30	1,500 円	0	-	35	1,750 円	女性災害 通院特約	30	1,500 円	0	-	35	1,750 円
65 日以 上不担保 入院特約	0	-	0	-	0	-	65 日以 上不担保 入院特約	0	-	0	-	0	-
手術特約	2	1・2・ 4・8 万円	3	1.5・3・ 6・12 万 円	3	1.5・3・ 6・12 万 円	手術特約	2	1・2・ 4・8 万 円	3	1.5・3・ 6・12 万 円	3	1.5・3・ 6・12 万 円
女性特定 疾病総合 入院特約	0	-	0	-	0	-	女性特定 疾病総合 入院特約	0	-	0	-	0	-

新条文							旧条文						
家族死亡特約	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	家族死亡特約	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円
先進医療特約	10	最高1,000万円	0	-	0	-	先進医療特約	10	最高1,000万円	0	-	0	-
住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円
共済契約の型	3000- <u>2</u> 型（男性）		3000- <u>2</u> 型（女性）		4000- <u>1</u> 型（男性）		共済契約の型	3000- <u>2</u> 型（男性）		3000- <u>2</u> 型（女性）		4000- <u>1</u> 型（男性）	
共済掛金額	3,100円		3,100円		4,000円		共済掛金額	3,100円		3,100円		4,000円	
加入可能年齢の範囲（注1）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		加入可能年齢の範囲（注1）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳	
更新・更改可能年齢の範囲（注2）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		更新・更改可能年齢の範囲（注2）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	300	300万円	300	300万円	400	400万円	基本契約	300	300万円	300	300万円	400	400万円

新条文							旧条文						
災害死亡特約	20	200万円	0	-	30	300万円	災害死亡特約	20	200万円	0	-	30	300万円
女性災害死亡特約	0	-	20	200万円	0	-	女性災害死亡特約	0	-	20	200万円	0	-
災害後遺障害特約	20	8~200万円	20	8~200万円	30	12~300万円	災害後遺障害特約	20	8~200万円	20	8~200万円	30	12~300万円
疾病入院特約	0	-	0	-	0	-	疾病入院特約	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約(区分1)	80	8,000円	0	-	100	10,000円	疾病総合入院特約(区分1)	80	8,000円	0	-	100	10,000円
疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性疾病総合入院特約	0	-	105	10,500円	0	-	女性疾病総合入院特約	0	-	105	10,500円	0	-
災害入院特約(区分1)	80	8,000円	0	-	100	10,000円	災害入院特約(区分1)	80	8,000円	0	-	100	10,000円

新条文							旧条文						
災害入院 特約（区 分2）	0	-	0	-	0	-	災害入院 特約（区 分2）	0	-	0	-	0	-
女性災害 入院特約	0	-	105	10,500円	0	-	女性災害 入院特約	0	-	105	10,500円	0	-
災害通院 特約	35	1,750円	0	-	40	2,000円	災害通院 特約	35	1,750円	0	-	40	2,000円
女性災害 通院特約	0	-	35	1,750円	0	-	女性災害 通院特約	0	-	35	1,750円	0	-
65日以 上不担保 入院特約	0	-	0	-	0	-	65日以上 不担保入 院特約	0	-	0	-	0	-
手術特約	3	1.5・3・ 6・12万 円	3	1.5・3・ 6・12万 円	6	3・6・ 12・24万 円	手術特約	3	1.5・ 3・6・ 12万円	3	1.5・3・ 6・12万 円	6	3・6・ 12・24万 円
女性特定 疾病総合 入院特約	0	-	0	-	0	-	女性特定 疾病総合 入院特約	0	-	0	-	0	-
家族死亡 特約	5	1・2・5 万円	5	1・2・5 万円	5	1・2・5 万円	家族死亡 特約	5	1・2・5 万円	5	1・2・5 万円	5	1・2・5 万円
先進医療 特約	10	最高 1,000万 円	10	最高 1,000万 円	0	-	先進医療 特約	10	最高 1,000万 円	10	最高 1,000万 円	0	-

新条文							旧条文						
住宅災害 共済	3	3・15・ 30万円	3	3・15・ 30万円	3	3・15・ 30万円	住宅災害 共済	3	3・15・ 30万円	3	3・15・ 30万円	3	3・15・ 30万円
共済契約 の型	4000- <u>1</u> 型（女 性）		4000- <u>2</u> 型（男 性）		4000- <u>2</u> 型（女 性）		共済契 約の型	4000- <u>1</u> 型（女 性）		4000- <u>2</u> 型（男 性）		4000- <u>2</u> 型（女 性）	
共済掛金 額	4,000円		4,100円		4,100円		共済掛 金額	4,000円		4,100円		4,100円	
加入可能 年齢の範 囲（注 1）	満20～満64 歳		満20～満64歳		満20～満64歳		加入可能 年齢の範 囲（注 1）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳	
更新・更 改可能年 齢の範囲 （注2）	満20～満64 歳		満20～満64歳		満20～満64歳		更新・更 改可能年 齢の範囲 （注2）	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳	
保障内容	口 数	共済金額	口 数	共済金額	口 数	共済金額	保障内容	口 数	共済金額	口 数	共済金額	口 数	共済金額
基本契約	400	400万円	400	400万円	400	400万円	基本契約	400	400万円	400	400万円	400	400万円
災害死亡 特約	0	-	30	300万円	0	-	災害死亡 特約	0	-	30	300万円	0	-
女性災害 死亡特約	30	300万円	0	-	30	300万円	女性災害 死亡特約	30	300万円	0	-	30	300万円
災害後遺 障害特約	30	12～300 万円	30	12～300 万円	30	12～300 万円	災害後遺 障害特約	30	12～300 万円	30	12～300 万円	30	12～300 万円

新条文							旧条文						
疾病入院 特約	0	-	0	-	0	-	疾病入院 特約	0	-	0	-	0	-
疾病総合 入院特約 (区分 1)	0	-	100	10,000円	0	-	疾病総合 入院特約 (区分 1)	0	-	100	10,000円	0	-
疾病総合 入院特約 (区分 2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合 入院特約 (区分 2)	0	-	0	-	0	-
女性疾病 総合入院 特約	130	13,000円	0	-	130	13,000円	女性疾病 総合入院 特約	130	13,000円	0	-	130	13,000円
災害入院 特約(区 分1)	0	-	100	10,000円	0	-	災害入院 特約(区 分1)	0	-	100	10,000円	0	-
災害入院 特約(区 分2)	0	-	0	-	0	-	災害入院 特約(区 分2)	0	-	0	-	0	-
女性災害 入院特約	130	13,000円	0	-	130	13,000円	女性災害 入院特約	130	13,000円	0	-	130	13,000円
災害通院 特約	0	-	40	2,000円	0	-	災害通院 特約	0	-	40	2,000円	0	-

新条文							旧条文						
女性災害 通院特約	40	2,000円	0	-	40	2,000円	女性災害 通院特約	40	2,000円	0	-	40	2,000円
65日以上 不担保入 院特約	0	-	0	-	0	-	65日以上 不担保入 院特約	0	-	0	-	0	-
手術特約	6	3・6・ 12・24万 円	6	3・6・ 12・24万 円	6	3・6・ 12・24万 円	手術特約	6	3・6・ 12・24万 円	6	3・6・ 12・24万 円	6	3・6・ 12・24万 円
女性特定 疾病総合 入院特約	0	-	0	-	0	-	女性特定 疾病総合 入院特約	0	-	0	-	0	-
家族死亡 特約	5	1・2・5 万円	5	1・2・5 万円	5	1・2・5 万円	家族死亡 特約	5	1・2・5 万円	5	1・2・5 万円	5	1・2・5 万円
先進医療 特約	0	-	10	最高 1,000万 円	10	最高 1,000万 円	先進医療 特約	0	-	10	最高 1,000万 円	10	最高 1,000万 円
住宅災害 共済	3	3・15・ 30万円	3	3・15・ 30万円	3	3・15・ 30万円	住宅災害 共済	3	3・15・ 30万円	3	3・15・ 30万円	3	3・15・ 30万円
共済契約の型	V4000- <u>1</u> 型			V4000- <u>2</u> 型			共済契約の型	V4000- <u>1</u> 型			V4000- <u>2</u> 型		
共済掛金額	4,000円			4,100円			共済掛金額	4,000円			4,100円		
加入可能年齢の範 囲（注1）	0歳～満64歳			0歳～満64歳			加入可能年齢の範 囲（注1）	0歳～満64歳			0歳～満64歳		

新条文					旧条文				
更新可能年齢の範囲（注2）	0歳～満64歳		0歳～満64歳		更新可能年齢の範囲（注2）	0歳～満64歳		0歳～満64歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	20	20万円	20	20万円	基本契約	20	20万円	20	20万円
災害死亡特約	20	200万円	20	200万円	災害死亡特約	20	200万円	20	200万円
女性災害死亡特約	0	-	0	-	女性災害死亡特約	0	-	0	-
災害後遺障害特約	20	8～200万円	20	8～200万円	災害後遺障害特約	20	8～200万円	20	8～200万円
疾病入院特約	0	-	0	-	疾病入院特約	0	-	0	-
疾病総合入院特約（区分1）	100	10,000円	100	10,000円	疾病総合入院特約（区分1）	100	10,000円	100	10,000円
疾病総合入院特約（区分2）	0	-	0	-	疾病総合入院特約（区分2）	0	-	0	-
女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	女性疾病総合入院特約	0	-	0	-
災害入院特約（区分1）	100	10,000円	100	10,000円	災害入院特約（区分1）	100	10,000円	100	10,000円
災害入院特約（区分2）	0	-	0	-	災害入院特約（区分2）	0	-	0	-
女性災害入院特約	0	-	0	-	女性災害入院特約	0	-	0	-
災害通院特約	60	3,000円	60	3,000円	災害通院特約	60	3,000円	60	3,000円
女性災害通院特約	0	-	0	-	女性災害通院特約	0	-	0	-
65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	65日以上不担保入院特約	0	-	0	-

新条文						旧条文							
手術特約	4	2・4・8・16 万円	4	2・4・8・16 万円		手術特約	4	2・4・8・16 万円	4	2・4・8・16 万円			
女性特定疾病総合 入院特約	0	-	0	-		女性特定疾病総合 入院特約	0	-	0	-			
家族死亡特約	0	-	0	-		家族死亡特約	0	-	0	-			
先進医療特約	0	-	10	最高1,000 万円		先進医療特約	0	-	10	最高1,000万 円			
住宅災害共済	6	6・30・60 万円	6	6・30・60 万円		住宅災害共済	6	6・30・60 万円	6	6・30・60万 円			
共済契約 の型	W1000型		W2000- <u>1</u> 型		W2000- <u>2</u> 型		共済契約 の型	W1000型		W2000- <u>1</u> 型		W2000- <u>2</u> 型	
共済掛金 額	1,000円		2,000円		2,100円		共済掛金 額	1,000円		2,000円		2,100円	
加入可能 年齢の範 囲（注 1）	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳		加入可能 年齢の範 囲（注 1）	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳	
更新可能 年齢の範 囲（注 2）	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳		更新可能 年齢の範 囲（注 2）	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳	
保障内容	口 数	共済金 額	口 数	共済金額	口 数	共済金額	保障内容	口 数	共済金 額	口 数	共済金額	口 数	共済金額

新条文							旧条文						
基本契約	100	100万円	200	200万円	200	200万円	基本契約	100	100万円	200	200万円	200	200万円
災害死亡特約	10	100万円	20	200万円	20	200万円	災害死亡特約	10	100万円	20	200万円	20	200万円
女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-	女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-
災害後遺障害特約	10	4~100万円	20	8~200万円	20	8~200万円	災害後遺障害特約	10	4~100万円	20	8~200万円	20	8~200万円
疾病入院特約	0	-	0	-	0	-	疾病入院特約	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約(区分1)	15	1,500円	30	3,000円	30	3,000円	疾病総合入院特約(区分1)	15	1,500円	30	3,000円	30	3,000円
疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
災害入院特約(区分1)	15	1,500円	30	3,000円	30	3,000円	災害入院特約(区分1)	15	1,500円	30	3,000円	30	3,000円

新条文							旧条文						
災害入院 特約（区 分2）	0	-	0	-	0	-	災害入院 特約（区 分2）	0	-	0	-	0	-
女性災害 入院特約	0	-	0	-	0	-	女性災害 入院特約	0	-	0	-	0	-
災害通院 特約	0	-	0	-	0	-	災害通院 特約	0	-	0	-	0	-
女性災害 通院特約	0	-	0	-	0	-	女性災害 通院特約	0	-	0	-	0	-
65日以上 不担保入 院特約	0	-	0	-	0	-	65日以 上不担保 入院特約	0	-	0	-	0	-
手術特約	1	0.5・ 1・2・4 万円	2	1・2・ 4・8万円	2	1・2・ 4・8万円	手術特約	1	0.5・ 1・2・4 万円	2	1・2・ 4・8万円	2	1・2・ 4・8万円
女性特定 疾病総合 入院特約	0	-	0	-	0	-	女性特定 疾病総合 入院特約	0	-	0	-	0	-
家族死亡 特約	5	1・2・5 万円	10	2・4・10 万円	10	2・4・10 万円	家族死亡 特約	5	1・2・5 万円	10	2・4・10 万円	10	2・4・10 万円
先進医療 特約	0	-	0	-	10	最高 1,000万 円	先進医療 特約	0	-	0	-	10	最高 1,000万 円

新条文							旧条文						
住宅災害 共済	1	1・5・ 10万円	2	2・10・ 20万円	2	2・10・ 20万円	住宅災害 共済	1	1・5・ 10万円	2	2・10・ 20万円	2	2・10・ 20万円
<p>〔中略〕</p> <p>(注)</p> <p>〔中略〕</p> <p>2. 「更新・更改可能年齢の範囲」および「更新可能年齢の範囲」とは、既に締結している共済契約において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。なお、募集停止した型は、更新・更改可能年齢の下限に満たない場合でも募集停止した型以外の型へ更改をおこなうことができます <u>(2024年9月1日以前に発効する更改契約に限ります)</u>。また、募集停止した型から募集停止した型以外の型に更改した共済契約および、第3項の規定に基づく共済契約の型の変更により締結した共済契約は、第16条（被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い）第1項の規定にかかわらず更新・更改可能年齢の下限に満たない場合でも、基本契約の同額範囲内で更新または更改、ならびに中途変更をおこなうことができます。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. <u>2022年9月1日</u>における共済契約の型の変更</p> <p>2022年9月1日時点で効力を有する以下の「変更前の共済契約の型」の契約については、2022年9月1日をもって、「変更後の共済契約の型」に変更します。なお、第15条（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）第1項第2号の規定お</p>							<p>〔中略〕</p> <p>(注)</p> <p>〔中略〕</p> <p>2. 「更新・更改可能年齢の範囲」および「更新可能年齢の範囲」とは、既に締結している共済契約において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。なお、募集停止した型は、更新・更改可能年齢の下限に満たない場合でも募集停止した型以外の型へ更改をおこなうことができます 〔挿入〕。また、募集停止した型から募集停止した型以外の型に更改した共済契約および、第3項の規定に基づく共済契約の型の変更により締結した共済契約は、第16条（被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い）第1項の規定にかかわらず更新・更改可能年齢の下限に満たない場合でも、基本契約の同額範囲内で更新または更改、ならびに中途変更をおこなうことができます。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. <u>2022年9月1日</u>における共済契約の型の変更</p> <p>2022年9月1日時点で効力を有する以下の「変更前の共済契約の型」の契約については、2022年9月1日をもって、「変更後の共済契約の型」に変更します。なお、第15条（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）第1項第2号の</p>						

新条文		旧条文	
<p>よび被共済者の年齢にかかわらず、共済期間を変更せずに共済契約の型の変更をすることができます。また、本項の規定により変更した共済契約においては、変更後においても付帯する疾病入院特約および災害入院特約と同額範囲内であれば、あらたに共済契約を更改することができます。</p>		<p>規定および被共済者の年齢にかかわらず、共済期間を変更せずに共済契約の型の変更をすることができます。また、本項の規定により変更した共済契約においては、変更後においても付帯する疾病入院特約および災害入院特約と同額範囲内であれば、あらたに共済契約を更改することができます。</p>	
変更前の共済契約の型	変更後の共済契約の型	変更前の共済契約の型	変更後の共済契約の型
V1000 型	告知緩和 1000 型	V1000 型	告知緩和 1000 型
V2000- <u>1</u> 型の男性	2000- <u>1</u> 型 (男性)	V2000- <u>1</u> 型の男性	2000- <u>1</u> 型 (男性)
V2000- <u>1</u> 型の女性	2000- <u>1</u> 型 (女性)	V2000- <u>1</u> 型の女性	2000- <u>1</u> 型 (女性)
V2000- <u>2</u> 型の男性	2000- <u>2</u> 型 (男性)	V2000- <u>2</u> 型の男性	2000- <u>2</u> 型 (男性)
V2000- <u>2</u> 型の女性	2000- <u>2</u> 型 (女性)	V2000- <u>2</u> 型の女性	2000- <u>2</u> 型 (女性)
L2000- <u>1</u> 型	2000- <u>1</u> 型 (女性)	L2000- <u>1</u> 型	2000- <u>1</u> 型 (女性)
L2000- <u>2</u> 型	2000- <u>2</u> 型 (女性)	L2000- <u>2</u> 型	2000- <u>2</u> 型 (女性)
R3000- <u>1</u> 型の男性	3000- <u>1</u> 型 (男性)	R3000- <u>1</u> 型の男性	3000- <u>1</u> 型 (男性)
R3000- <u>1</u> 型の女性	3000- <u>1</u> 型 (女性)	R3000- <u>1</u> 型の女性	3000- <u>1</u> 型 (女性)
R3000- <u>2</u> 型の男性	3000- <u>2</u> 型 (男性)	R3000- <u>2</u> 型の男性	3000- <u>2</u> 型 (男性)
R3000- <u>2</u> 型の女性	3000- <u>2</u> 型 (女性)	R3000- <u>2</u> 型の女性	3000- <u>2</u> 型 (女性)
L3000- <u>1</u> 型	3000- <u>1</u> 型 (女性)	L3000- <u>1</u> 型	3000- <u>1</u> 型 (女性)
L3000- <u>2</u> 型	3000- <u>2</u> 型 (女性)	L3000- <u>2</u> 型	3000- <u>2</u> 型 (女性)
R4000- <u>1</u> 型の男性	4000- <u>1</u> 型 (男性)	R4000- <u>1</u> 型の男性	4000- <u>1</u> 型 (男性)
R4000- <u>1</u> 型の女性	4000- <u>1</u> 型 (女性)	R4000- <u>1</u> 型の女性	4000- <u>1</u> 型 (女性)
R4000- <u>2</u> 型の男性	4000- <u>2</u> 型 (男性)	R4000- <u>2</u> 型の男性	4000- <u>2</u> 型 (男性)
R4000- <u>2</u> 型の女性	4000- <u>2</u> 型 (女性)	R4000- <u>2</u> 型の女性	4000- <u>2</u> 型 (女性)
L4000- <u>1</u> 型	4000- <u>1</u> 型 (女性)	L4000- <u>1</u> 型	4000- <u>1</u> 型 (女性)

新条文		旧条文	
L 4000- <u>2</u> 型	4000- <u>2</u> 型 (女性)	L 4000- <u>2</u> 型	4000- <u>2</u> 型 (女性)